

会計監査 1名

役員の任期は1年とし、再任は妨げません。

第九条（会長）

会長は、理事の互選によって選び、総会の承認を受けます。

会長は、本会を代表して、会を統括します。

第十条（理事）

理事は総会で会員の互選によって選びます。

理事は理事会を構成し、会則及び総会決議に基づいて本会の業務を執行します。

副会長は、理事の互選で選びます。

副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は、その業務を代行します。

会計は、理事の互選で選び、会計業務を担当します。

第十一条（会計監査）

会計監査は総会で選出し、会計を監査します。

第十二条（顧問・賛助会員）

1：顧問は、本会の発展の為に御指導、御協力願える方を理事会に諮って総会で承認し、招聘することが出来ます。

2：本会の趣旨に賛同し、その事業に協力する個人、団体等を賛助会員とします。

第十三条（総会）

定例総会は、正会員で構成し、会員の過半数の出席をもって成立し、多数決をもって議事を決する。

1：前年度・事業報告及び収支決算について。

2：本年度・事業計画及び収支予算について。

3：理事及び役員の選出について。

4：その他

臨時総会は、次の項に該当するときに開催します。

1：理事会が必要と認め、招集を請求したとき。

2：会員の3分の1以上から議題を明記した書面で招集請求が出された時。

第十四条（会費）

会費の負担と金額は、次の通りとします。

1：入会金0円

2：年会費は、¥15,000円とし、毎年7月31日までに全額納入とします。

第十五条（附則）

この会則は2016年（平成27年）6月11日より施行します。

追記：第3条は平成28年度総会で一部改正承認。